

産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会
電気用品整合規格検討ワーキンググループ（第 24 回）

議事要旨

日時：令和 6 年 1 月 29 日（月曜日）14:00～15:35

場所：オンライン会議

出席者

渡邊座長、青柳委員、笠原委員、加藤委員、釘宮委員、熊田委員、下村委員、多氣委員、持丸委員、矢代委員

議題

整合規格案の確認等について

議事概要

整合規格案（7 規格）、整合規格の形式改正（62 規格）そして廃止（1 規格）等について、事務局より資料を用いて説明し、電気用品の技術上の基準を定める省令（以下、「技術基準省令」という。）の解釈について別表第 12 に追加等することを各委員に諮ったところ了承された。委員からの主な発言及び事務局回答は以下のとおり。

- ・ JIS C 9335-1(通則)について、技術基準省令第 13 条「電気用品から発せられる電磁波による危害の防止」の要求事項に対する JIS の規定の箇条 32 に「32.2 機器は、通常使用での動作によって、光放射による危険を引き起こしてはならない」が追加されたが、これは「光放射」は「放射」に含まれないために箇条が追加されたのか、あるいは、「有害」「危険」の使い分けによるものであるか質問があった。事務局より確認のうえ後日メールにて回答することとした。
- ・ JIS C 9335-1：2014 の「箇条 32」には、「個別規格に限度値又は試験を規定していない場合、機器は試験を実施することなく、要求事項に適合するとみなす」旨の記載があったが、今回審議の JIS C 9335-1：2023 にも同様の記載はあるのかとの質問があった。事務局より、「箇条 32.1」に同様の記載がある旨回答した。
- ・ JIS C 9335-2-209（家庭用電気治療器）の技術基準省令第 13 条を JIS C 9335-1 の「箇条 32」を引用して「該当」と判断したことについて、治療機器として発する電磁波、電磁界についてもこの項目でカバーできているのかとの質問があった。事務局より、電気用品として安全性を確認したものであると推察するが確認のうえ後日メールにて回答することとした。
- ・ 家庭用治療機器について、JIS「T」規格は電気用品安全法に関係しているのかとの質問があった。事務局より、電気用品としての安全性は JIS「C」規格として整合規格で担保している旨回答した。
- ・ JIS C 9335-1(通則)について、整合確認書における技術基準省令第 20 条第 4 号長期使用製品安全表示制度による表示について、テレビジョン受信機の適用例について、液晶、プラズマ等製品が普及してから相当程度の時間がたち、対象品目を見直す時期ではないかとの意見があった。

問い合わせ先

経済産業省産業保安グループ製品安全課

電話：03-3501-1511（内線 4307）